原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の２の規定に基づく随意契約には、移行しない。

⑺　電子入札システムの利用　本案件は、競争参加資格の確認のための証明書等（以下「証明書等」）の提出、入札を電子入札システムで行う対象案件である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」で、Ａの等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお、「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年３月25日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき⑵の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者は除く。）でないこと。

⑷　証明書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

⑸　電子入札システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。

⑹　入札説明書の交付を直接受けた者であること。

⑺　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑻　電気事業法第３条第１項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の２第１項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届け出を行っている者であること。

⑼　二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能新エネルギーの導入及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

３　入札書及び入札内訳書の提出場所等

⑴　電子入札システムのＵＲＬ、入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
国土交通省電子入札システム
http://www.e-bisc.go.jp/
〒115―0042 東京都北区志茂５―41―１
国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所経理課契約係　春日　丈治　ＴＥＬ03―3902―2313　内線224

⑵　紙入札方式による入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先　⑴の問い合わせ先に同じ。

⑶　入札説明書の交付場所及び交付方法　入札参加希望者に対しては、原則、記録媒体（ＣＤ―Ｒ）を⑴に持参又は郵送することにより電子データを交付するので、上記⑴にその旨連絡すること。持参による場合は、⑴に記録媒体を持参すること。郵送による場合には、⑴に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封すること。ただし、紙による交付を希望する者は、下記のとおりとする。

①　上記⑴の問い合わせ先で交付する。

②　郵送（着払い）による交付も行うので、上記⑴の問い合わせ先に申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。

交付は、９時15分から18時00分まで。

⑷　電子入札システムによる証明書等の提出期限、及び紙入札による証明書等の提出期限
平成27年11月４日13時00分

⑸　電子入札システムによる入札書の提出期限、及び紙入札による入札書の提出期限　平成27年11月19日16時00分

⑹　開札の日時及び場所　平成27年11月20日11時00分　国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所入札室

４　その他

⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項

ⓐ　電子入札システムにより参加を希望する者は、証明書等を上記３⑷の提出期限までに、上記３⑴に示すＵＲＬに提出しなければならない。

ⓑ　紙入札方式により参加を希望する者は、必要な証明書等を上記３⑷の提出期限までに、上記３⑵に示す場所に提出しなければならない。

⑷　落札対象　当該業務の仕様に関する資料は、契約担当官等において技術審査を行い、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ると判断した当該業務の仕様に関する資料に係る入札書のみを落札対象とする。

⑸　入札の無効　競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

⑹　契約書の作成の要否　要。

⑺　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑻　手続きにおける交渉の有無　無。

⑼　詳細は入札説明書による。

５　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Shingo Satomura General Manager of Arakawa karyu River Office, Kanto Regional Development Bureau

⑵　Classification of the products to be procured : 26

⑶　Nature and quantity of the products to be required : Electricity used in the Arakawa karyu River Office jurisdiction

⑷　Delivery period : From 1 March, 2016 through 28 February, 2017

⑸　Delivery place : as in the tender documentation

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting

②　have Grade A on “manufacturing of products” or “selling of products” in Kanto・Koushinetsu Area in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2013／2014／2015

③　not be under suspension of nomination by Director-General of Kanto Regional Development Bureau from Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for qualification to Bid Opening

④　acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding system
http://www.e-bisc.go.jp/

⑤　The person who obtained a bid manual from the person of ordering directly

⑥　not be the Building constructor that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned

⑦　have permission to be a general electric enterprise in accordance with Article 3, Section 1 of the Electricity Utilities Industry Law, or have registered as a specified scale electric enterprise in accordance with Article 16―2, Section 1 of the same law

⑧　Fulfill the requirement mentioned in the tender manual that are stated from the viewpoint of reducing CO_2 and environmental impact

⑺　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for qualification : 13 : 00　4, November, 2015

⑻　Time-limit for tender : 16 : 00　19 November, 2015.

⑼　Contact point for the notice : Tomoharu Kasuga Contract Section, Accounting Division, Arakawa karyu River Office Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism. 5―41―1 Shimo, Kita-Ward, Tokyo, 115―0042, Japan. TEL 03―3902―2313 ex. 224